

屋台との共生のあり方研究会提言書

福岡のまちと共生する屋台へ

平成 24 年 4 月

屋台との共生のあり方研究会

目次

はじめに	1
1 屋台の現状	1
2 屋台との共生に向けた基本的な考え方	4
3 福岡のまちと共生する屋台の望ましいあり方	6
おわりに	16
○「屋台との共生のあり方研究会」委員名簿	17
○屋台との共生のあり方研究会設置要綱	18
○屋台との共生のあり方研究会開催経過	19

はじめに

我々は、「屋台との共生のあり方研究会」（以下「研究会」という。）において、福岡市における屋台の現状を把握した上で、平成8年の「屋台問題研究会」以降も存在する様々な課題に対する行政や屋台営業者等の取り組みを検証するとともに、改めて屋台の意義や効用等について活発に議論を行ってきた。

そして、現在屋台は年々減少しており、今後屋台の灯が消えることも予想される中、どうすれば屋台が住民に理解され、福岡のまちと共生できるかということを考え、今後の望ましい屋台のあり方や必要な取り組みについての研究会としての意見を、本提言書“福岡のまちと共生する屋台へ”としてまとめた。



1 屋台の現状

この研究会では、様々な立場から屋台の現状や課題、効用について議論を深めるとともに、福岡市にとっての屋台の意義についても検討してきた。その議論の中で、屋台には、観光資源やにぎわい創出などの効用がある一方で、依然として様々な課題があり、実際に迷惑を感じている地域住民がいるなど、プラス面とマイナス面の両面がある存在であるということが、改めて明らかになった。このことは、研究会における議論だけではなく、市民アンケート結果として、約9割が屋台にはいい面も問題点もあると感じていることからわかる。

研究会では、こういった屋台の課題と効用について、主に次のような議論がなされた。

(1) 屋台の課題

① 市民・地域住民の評価(課題面)

市民を対象にしたアンケートでは、約9割が屋台営業に問題があると感じており、多くの方が衛生面、悪臭、トイレや料金の不明瞭さ等に問題を感じている。また、特に地域住民は、生活環境に屋台があることから、衛生面等の問題に加え、通行障害や騒音、名義貸しなどに対する問題も感じており、そういった問題点の改善の必要性が強く指摘された。

また、市民利用の観点からは、近年、福岡市民の利用頻度が減少しているという傾向が見られる。

② 地域住民や周辺店舗の理解が得られていないこと

平成12年に屋台指導要綱を定めて屋台に関する統一的なルールづくりを行ったにもかかわらず、遵守率がかなり低い項目もあるなど、要綱が十分に遵守されていないことが、市の調査でも明らかになっている。そして、そのことにより、実際に屋台に対して迷惑を感じている地域住民がいるという現状がある。このため、たとえ新たにルールを定めても、問題の解消につながらないのではないかと、地域住民の屋台営業者や行政に対する不信感がある。

また、福岡市の屋台は、道路や公園などの公共の場を利用しているという特徴があることから、それにまつわるルールの遵守が必要なのはもちろん、屋台営業者が地域住民の声を聴き、地域貢献のための活動を行うことや金銭的負担の適正化を行うことで、地域や周辺店舗等の理解を得ていくことの必要性が指摘されている。

③ 未完了の施策があること

平成10年の「屋台問題研究会報告書」において、市が実施すべき施策として示されたものが、未だ完了していないという現状がある。

特に屋台の再配置については、長浜地区、須崎地区、冷泉地区などの再配置対象屋台がある歩道では、路幅の確保ができておらず、通行阻害になっている状態が継続しており、迅速な対応が求められる。また、市民が屋台を評価する市民モニター制度は現在行われておらず、ルールを遵守している屋台を指定する優良屋台制度などの施策も実施されていない。

これらの施策が実施されてこなかったことに加え、関係施策の実施状況が総合的に検証されてこなかったという問題点も指摘されている。

【委員の意見と思い】

- ① 屋台の課題は、衛生面（悪臭、排水、トイレ）、通行阻害（テーブル営業、駐車等）、道路の汚れ、騒音、不明瞭な値段、固定店舗との不公平感（金銭的負担等）、名義貸しなどがある。
- ② 屋台の近隣に住んでいる人や周辺のビルオーナーは、屋台から迷惑を受けており、そうでない人に比べて、屋台に対する意識に大きな差がある。
- ③ 地域の人は屋台に行かなくてもいいと思っている人が多く、今のままでは近くに屋台があっても利益にならない。経済効果だけで残していくのは問題。
- ④ 屋台指導要綱を策定し、安心して行政に任せたにもかかわらず、屋台の違反は毎日（特に土日）に続いており、全く状況は変わっていないというのが住民感情。そのことに対する不信感は非常に強い。
- ⑤ 行政や屋台組合の指導も、体制上常に巡回できておらず、そのような中、ルールを知らない営業者や、違反を繰り返すような意識の低い営業者がいることが問題。
- ⑥ 福岡市が、ルールの遵守状況や、前回の研究会で提言された施策を実施したのかということを検証していないことが問題。

(2)屋台の効用

① 市民、観光客の評価(効用面)

市民を対象としたアンケートでは、65.8%の人が福岡市に屋台はあった方がいいと回答しており、多くの人が福岡らしさや観光資源としての意義を感じている。また、観光客を対象としたアンケートでも、72.0%の人が屋台を残して欲しいと回答しており、屋台は福岡のイメージに合っていると感じている。さらに、市内の外国人を対象としたアンケートでも、屋台は高く評価されている。

このことから、屋台は、福岡市のイメージ創出や観光資源としての効用を持つものとして、市民や観光客、外国人などから高く評価されていることがわかる。

② 観光資源としての経済効果

屋台は、年間115万人を超える利用者数があり、副次的な経済効果や波及効果等を勘案すると、約53億円の経済効果があるとの試算がされている。また、コンベンション参加者の利用率が高く、観光業も利用しているなど、観光資源としての高い集客効果を有していると考えられる。

さらに、このような直接的な効果だけでなく、福岡市の屋台は、全国的にも有数の屋台が存在しており、他都市にはない希少性が生まれ、視覚的に福岡をアピールするものとして、幅広く様々なメディアで取り上げられることによる広告効果などもある。

③ にぎわいや人々の交流の場の創出

屋台は観光資源としての経済効果だけでなく、福岡の夜のまちに灯りをともし、まちのにぎわいを創出するという効果や、地域住民、観光客、外国人などが狭い空間の中で気軽に交流できるコミュニケーションの場を創出するという効果もある。

特に、福岡市の屋台は、道路や公園などの公共の場にあるという特徴があり、公共空間を、通行等だけのためではなく、まちを楽しくするためのものとして活用し、福岡市の都市の個性を生み出すという機能も有している。

このことから、屋台は、福岡市のまちを楽しく魅力的なものにするという「都市の装置」としての役割を有している。

【委員の意見と思い】

- ① 屋台は福岡らしさ、福岡の文化、夜間景観の演出として非常に大切である。
- ② 福岡の屋台は、年間約116万人が訪れ、最終的な経済波及効果は53億円など経済効果がある。また、コンベンションで遠くから来る方は特に利用率が高く、外国人のための観光施設でもあるなど、観光業も様々な形で利用している。
- ③ 屋台は、ぱっと絵になることから、直接経済効果以外に、心理的な効果や広告効果として、福岡のイメージをつくっている効用ははるかに大きい。
- ④ 人が屋台に集まってきて、それがまち全体のにぎわいにもつながっていくという共存関係がある。
- ⑤ 屋台が、道路のような公共空間をそれぞれお互いの絆を深めていくという場にするというところに、福岡の特徴が出る。コミュニケーションができるのも非常に面白い。

2 屋台との共生に向けた基本的な考え方

このような屋台の課題や効用を踏まえ、課題を解消し、効用を活用していく観点から、今後の屋台の望ましいあり方について議論を深め、研究会として、基本的な方向性を次の4つにまとめた。

この4つの方向性で、福岡市、屋台営業者、市民が一体となって取り組んでいくことで、望ましい屋台の将来像が実現でき、本当に屋台が福岡のまちと共生することができると思う。

【方向性①】屋台営業者や行政に対する不信感の払拭

福岡市において、平成12年に「屋台指導要綱」が制定されてから10年余りが経過したが、ルール遵守や環境整備、負担の不公平感など、依然として様々な課題が残されており、屋台営業者や行政に対する市民や地域住民の不信感があることが明らかになっている。

一度ルールを定めたにもかかわらず、課題を解消できなかったということから、屋台営業者や行政がこれまでと同じように取り組んでいくだけでは、今後屋台が福岡のまちと共生していくことはできない。これまでの反省を十分に踏まえ、屋台営業者、行政が、地域住民とも一体となって、真摯に課題の解消に取り組んでいくことにより、市民、地域住民の屋台や行政に対する不信感を払拭していく必要がある。

【方向性②】観光資源としての屋台の活用

福岡市の屋台は、ピーク時の400軒から年々減少はしているものの、現在市内に約150軒が存在し、全国有数の規模を有する。このことから、福岡市の屋台に希少性が生まれ、観光資源としての効果や様々な媒体による広告効果を福岡市にもたらしめている。

しかし、近年、北海道帯広市や北九州市など他都市でも、民有地におけるいわゆる「屋台村」が設置・検討されており、全国的に屋台の意義に対する関心が高まっている。

このような状況にあっては、今後福岡市独自の観光資源である屋台を有効に活用する方法を検討していかないと、都市間競争の中で福岡市の屋台のブランド力が失われていく可能性がある。そこで、福岡市、屋台営業者、観光業等が一体となって、福岡市の屋台を観光資源として有効に活用していく必要がある。

【方向性③】公共空間における「都市の装置」としての自覚と責任

屋台には、観光資源としての効果に加え、まちのにぎわいや市民、観光客、外国人などの交流の場を創り出すなど、都市の個性として、福岡市の魅力を向上させる役割も有している。

また、福岡市の屋台の多くは公共の場にあり、そういった公共空間を有効に活用して、まちを楽しく魅力的なものにするような効果もある。

これからの屋台を考えるには、公共空間にある屋台を、まちの魅力向上に資するいわば「都市の装置」として位置づけ、屋台営業者や市が、屋台は「都市の装置」であることの自覚を持ち、その責任を果たす必要がある。

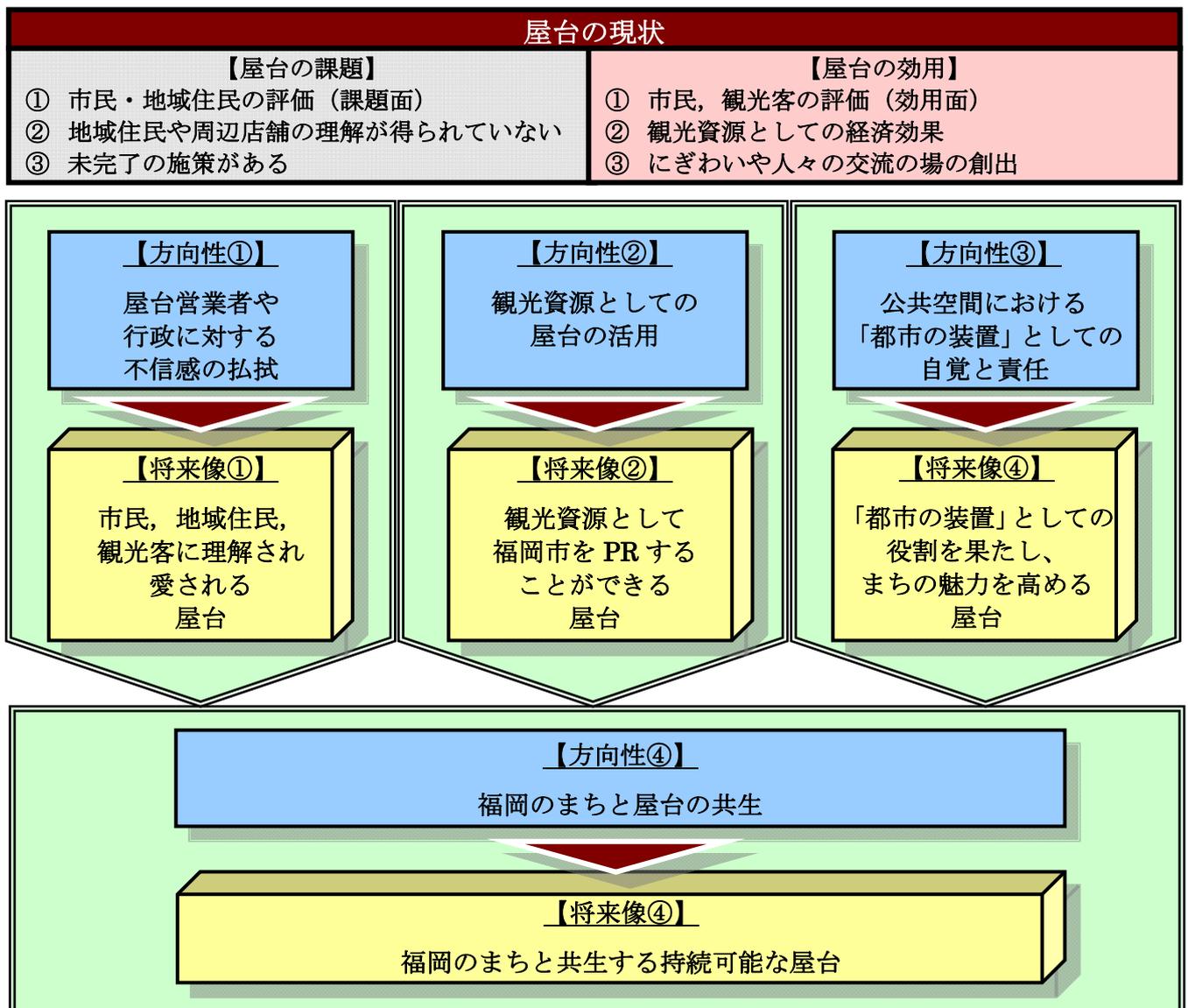
【方向性④】福岡のまちと屋台との共生

課題の解決や不信感の払拭を行った上で、屋台の観光資源や「都市の装置」としての効用を活用していくことができれば、屋台に、これまで認められてきた生活の糧としての意義（社会慣習性）だけではなく、市民や福岡市のためになるものとしての意義（公益性）を認めることができる。

そして、それが認められるのであれば、いわゆる「原則一代限り」の制度や屋台営業者の高齢化の下で減少している屋台について、現在の制度を見直すことを含め、これからの福岡市における持続的なあり方を考えていくことができる。その際には、今後の屋台のあり方として、課題解消ができるような環境や公平性を確保しながら屋台の効用を十分活用できるような仕組みづくりをする必要がある。

そういった屋台営業者や行政、市民が一体となった取組み、適切な環境や制度の構築をしていくことで、これからも福岡のまちに今後も屋台の灯をともし続けることができることになるのである。

○方向性と将来像のイメージ



3 福岡のまちと共生する屋台の望ましいあり方

【将来像①】 市民, 地域住民, 観光客に理解され, 愛される屋台

- 屋台組合, 営業者が自主的にルールやマナーを守り, 地域貢献に資する活動も行うなど, 市民, 地域住民や観光客に歓迎される屋台
- 明確なルールの下, 行政の関係機関が連携して指導徹底等の営業の適正化を行い, 市民, 地域住民の不信感を払拭した屋台
- 地域住民, 屋台営業者, 行政が定期的に話し合う場を持ち, みんなの力を合わせて, マイナスをプラスにしていく屋台

【委員の意見と思い】

- ① 内側にいる者が誇りを持つものが外から見た人に魅力があるという観光資源の考え方からすると, 課題をしっかりと解決しないと屋台は残っていかない。
- ② 組合, 営業者が自主的にマナーやルールを守り, また地域貢献のための活動を行うなど, 観光客や市民の方に歓迎されるような屋台であってほしいというのが前提。
- ③ 指導要綱などのルールをつくっても守られなかったという反省を踏まえ, 関係機関が手を組んで, 屋台組合と連携しながら, 違反に対する規制をしていくことで, 観光客にも喜ばれ, 地域住民にも納得してもらえる屋台になる。
- ④ ルールが守られていないことから, 屋台やそれを指揮監督する行政に対する不信感が非常に強く, その不信感を払拭していかなければならない。
- ⑤ 地域住民, 組合, 行政が講習会の場なども含め, 定期的に話し合う場を持つべき。ルールづくりも, 地域住民や組合の意見を聞きながら行うべき。
- ⑥ 屋台を楽しむ文化をつくるという観点で, 利用者自身もムードをつくる必要がある。
- ⑦ 屋台のマイナス部分も屋台, 行政, 利用者などみんなで協力して, プラスにしていってほしい。

【将来像①実現のための取組み方針】

- ① 屋台営業者が、道路や公園等の公有地を利用しているという自覚を持ち、ルール遵守や周辺住民に理解されるための自主的な取組みを実施

【求められる具体的な施策】

- 全屋台営業者がルール遵守や地域貢献のための取組みを行うことを宣言
- 取組みの具体策を策定し、一定期間後に遵守状況を検証
- 地域住民、屋台営業者、行政の直接対話の場に参加
- 屋台組合による名義貸しなどの営業実態の把握
- 食品衛生指導員の増員やその点検結果のHP公表
- 屋台組合の体制強化や統合（上部組織の設置等）、「屋台 110 番」の強化、組合による講習会の開催など自主的なルール遵守に向けた相互チェック可能な仕組みづくり（行政も取組みをサポート）
- 排水の適切な処理やトイレの協力店舗の確保、設備整備など公共の場を適切に利用するための取組み

【委員の意見と思い】

- ① 全屋台業者がルール遵守や地域清掃など地域貢献に向けた取り組みを宣言し、実際に取り組んでいくことが必要。自主的に改善や周辺住民の理解を得るための努力をすべき。エリアマネージメントの考え方が反映されるようになるべき。
- ② 屋台営業者として、ちゃんとルールを守っていくつもりである。
- ③ 地域住民、組合、行政が講習会の場なども含め、定期的に話し合う場を持つべき。
- ④ 権利の売買があると、権利金の問題や、知らずに代が変わり、話し合いが通じなくなるなどの問題がある。公共の場での営業のためには、実態が把握できるような状態にすべき。
- ⑤ 屋台組合の再編や統合を行い、自主的な規範や罰則整備、指導体制の強化、改善のための経費捻出が必要。屋台営業者は必ず屋台組合に入るよう義務づけて、必要に応じて組合から脱退させてしまえるような制度をつくってはどうか。
- ⑥ ルールを守ってないものが得をすることのないようにすべき。
- ⑦ 屋台組合により行われた営業者のマナー向上のための教育講習会などの取り組みは今後も行っていくべき。
- ⑧ 汚水がある、道路を汚すなど、屋台が道路を独占してしまっているという印象があり、トイレや下水などは解決すべき重要な問題。

② これまでの反省を踏まえ、行政として、屋台営業の適正化のための実効的かつ多面的な取組みを実施

【求められる具体的な施策】

- (1) 再配置
 - 地域住民，屋台営業者，行政が直接対話できる場（地域との共生協議会（仮））を設け，再配置に向けた取組みを実施
- (2) ルール遵守
 - 人員増員による体制強化や警察等との連携強化による指導の強化徹底
 - 条例制定等によるルールの更なる明確化や違反に対するペナルティの設定
 - 全従業員に対する地域ごとの講習会の実施
 - 営業者の遵守に向けた取組みに対する支援
 - 地域住民，屋台営業者，行政が直接対話できる場を設ける
 - 名義貸しなどの営業実態を調査した上で，許可を受けた者が営業する制度の検討
 - 屋台営業者の応分の負担を求めた上で，市による環境整備を検討
 - 利用者や観光客に対するルール周知やマナー啓発
- (3) 屋台の金銭的負担
 - 市道占用料などの負担額の見直し・調整
- (4) 優良屋台制度・屋台に対する評価
 - 模範屋台を指定するような制度の導入，屋台の効用分析や効用を高めるための施策の実施

【委員の意見と想い】

- ① 地域住民，組合，行政が講習会の場なども含め，定期的に話し合う場を持つべき。ルールづくりも，地域住民や組合の意見を聞きながら行うべき。
- ② 長浜屋台は，両側に屋台があるという雰囲気は親しみやすい。再配置手続きは，研究会での議論が収束してから進めるべき。
- ③ 行政はルール違反に対して指導をし，必要があれば厳格な処分をすることが求められており，そのための体制強化を行っていくべき。また，処分以外のルールを守らせる方法も検討すべき。
- ④ 屋台指導の際にチェックリストを積み上げ，改善しないのであれば，一定期間後の許可更新手続の中で許可の適否を考えてはどうか。
- ⑤ 屋台指導要綱が守られていないということは直視しなければならず，条例化などに結び付けなければいけないのではないかな。
- ⑥ 権利の売買があると，権利金の問題や，知らずに代が変わり，話し合いが通じなくなるなどの問題が生じる。公共の場での営業のためには，営業者の実態が把握できるような状態にすべき。
- ⑦ 簡単に税金を屋台に投入すべきではない。一方で，積極的に残していくということであれば，トイレや上下水道などを市全体である程度整備することも考えられる。
- ⑧ 屋台の占用料は，平均賃料を踏まえた額に設定はされているが，現状の占有相応の使用料になっていないのではないかな。

- 福岡市として、屋台のブランド力を活かすことで、観光資源としての効果を高めながら、魅力ある福岡市をPRする屋台
- 屋台営業者自身が、福岡市の観光資源であるという自覚を持って、市の観光施策に協力し、観光客をおもてなしする屋台

【委員の意見と思い】

- ① 福岡の屋台は、絵になるものとして、外からはすごく評価されている資源。
- ② 日本中から屋台が消えていく中で、福岡だけは残り、観光資源としての希少価値が出てきており、屋台を博多のブランドとして生かしていくべき。
- ③ 市民、利用者も含めて、屋台を福岡市の名物、観光としてPRしていくには、市民が誇りを持って、屋台は博多のプライドだという感じになればよい。
- ④ 屋台は他のまちにはない文化であり、また、観光客や市民が楽しめる他のまちと差別化できるようなイメージシンボルなので、将来の屋台は観光のために大きなプラスになる。
- ⑤ 直接的な効果以外に、福岡のイメージをつくっている心理的な効果や広告効果の効用ははるかに大きいと思う。
- ⑥ 屋台の営業者も今までと意識を変え、自分たちも観光を担っているんだというプライドを持って取り組んでいくことが必要。
- ⑦ 屋台は、市民・観光客の評価が高いと同時に、観光資源として外部の人、県外の人にも屋台に期待している。

【将来像②実現のための取り組み方針】

- ① 福岡市として主に規制の観点から取り組んできた屋台について、屋台の効用を分析し、観光資源としての効果やPR効果を増進させる施策を実施

〔求められる具体的な施策〕

- 屋台の効用を活用するための基礎として、屋台の効用（経済効果、PR効果、にぎわい創出等）を分析
- 市が関わるイベントでの活用や市のPRの際の利用、観光目的のいわゆる「屋台村」の検討など、集客効果やPR効果を積極的に活用するための施策を実施

【委員の意見と思い】

- ① 屋台を残さなければいけないというキーワードは観光資源。他都市でも民有地の屋台村ができており、これが福岡の屋台だと言われるものを創設し、屋台を発展的に利用していかないと他都市に負ける。
- ② 屋台というのは福岡市の観光の目玉商品として位置づけていくのであれば、市が関わるべき問題。観光業、ホテル、旅行業者と一体となって人を集められるかが大事。
- ③ 他のアジアのまちのように、道路以外で市が整備を整えた観光目的の屋台村というかたちもあるのではないか。

- ② 屋台営業者自身が、福岡市の観光資源としての意義を自覚し、市の観光施策に協力するとともに、観光客のニーズに合わせた自主的な取り組みの実施

〔求められる具体的な施策〕

- 市のイベントやPRにあたって、屋台営業者も積極的に協力し、また、そのような協力のための仕組みづくりの検討
- 外国語のメニュー表記など、観光客のおもてなしのための取り組み

【委員の意見と思い】

- ① 屋台の営業者も今までと意識を変え、自分たちも観光を担っているんだというプライドを持って取り組んでいくことが必要。新しいスタイルの屋台に変換する時期にきているのではないか。
- ② 外国語のメニュー表記やわかりやすい料金表示など、観光客に配慮した取り組みを行うべき。

- 福岡市の公共空間にまちのにぎわいや交流の場を創り出し、まちを楽しく魅力的なものにする「都市の装置」としての屋台
- 屋台営業者が、責任と自覚を持ち、ルール遵守や地域貢献はもちろん、福岡の魅力向上に資するよう努める屋台

【委員の意見と思い】

- ① 人が屋台に集まってそれがまち全体のにぎわいに繋がっている。
- ② 他のまちでは、だんだんまちが大きくなって、人が冷たい感じになるが、福岡には、屋台という、市民と市民、市民と観光客、市民と異文化の出会いの場、語らいの場がある。
- ③ まちを利用しようとするとは必ず排除され、まちがつまらなくなる。未来に向けてという観点や観光資源の観点からは、屋台村より、今の形を文化として頑張る方が都市の魅力となる。
- ④ 屋台は地域に迷惑をかけているという印象が強かったが、公有地を、単に人や車が通ったりするだけではなく、みんなで集まって話し合う場にして、そこでお互いの絆を深めていければメリットになる。
- ⑤ 公共空間の活用は今後の課題だが、やみくもな緩和をすべきではなく、常識的な枠を定めて、活用の手法を明示することが必要。
- ⑥ 道路はみんなが公平に使うものなので、屋台によって通行を遮断することはあくまでも例外。その例外を認めて公有地における屋台営業の許可をするのであれば、それと引き換えに負担と義務が課せられる。
- ⑦ 組合、営業者が自主的にマナーやルールを守り、また地域貢献のための活動を行うなど、観光客や市民の方に歓迎されるような屋台であってほしいというのが前提。

(その他意見)

- ⑧ 観光や経済効果を考えると屋台は福岡に必要だと思うが、住民にあまり視点を置く必要はなく、トイレや下水などの問題の解決が難しいことが予想されることから、道路以外の場所に設備が整った屋台村を整備すべき。
- ⑨ 屋台でなくても、コミュニティや夜の観光はできるのではないかと。

【将来像③実現のための取り組み方針】

① 道路や公園などの公共空間にある福岡市の屋台を、まちの魅力向上に資する「都市の装置」として位置づけ

【求められる具体的な施策】

- 市民や地域住民の理解を得た上で、「都市の装置」として公共空間にまちなのにぎわいや交流の場を生み出す機能を有する屋台について公益性を整理し、市として位置づけを行う方法（条例等）の検討
- 広く公共空間を有効に活用することにより、福岡のまちなのにぎわいや交流の場を創出するような方策の検討

【委員の意見と思い】

- ① 観光のため、経済性のためだけでは不十分であり、屋台が福岡市民の役に立つどのような公益性があり、何のために残すのかを明らかにしないとイケない。
- ② みんなのものである公有地は、時代によって使い方も変わってくるもので、今は道路をにぎわい形成のために用いるという流れもある。その中で、屋台の公益性を研究会の共通認識にできるのであれば、それは屋台条例という形で実現されるべき。また、特区などの制度活用も考えられるのではないかな。
- ③ まちは楽しまなくちゃいけないと思うので、いかに公有地の魅力を高めていけるのかと言う視点で屋台が用いられればと思う。
- ④ 地元の人たちが屋台をどれだけ使っていくのかということがないと、どれだけ我々が残したいと思っても残らない。
- ⑤ フランスなどのように、カフェなどの形で公有地を有効に活用している都市があるが、日本ではそうはなっていない。屋台に特別な権利・権限を与えるより、一般的な公共空間を利用するルールを定めた方がいいのではないかな。

② 屋台営業者が、公共空間を利用して福岡の魅力を高める存在としての役割を自覚し、それにふさわしい取り組みを行い、福岡市としてもそれを求める

【求められる具体的な施策】

- 屋台営業者に対して、公共空間を利用するにあたって、福岡市の利益に資するための責務を課す
- 具体的な取り組みとして、屋台営業者自身が地域清掃やトイレ清掃、観光施策への協力、ルール遵守などを行い、福岡市としてもそれを求める

【委員の意見と思い】

- ① 公共空間はみんなが公平に使うものなので、屋台によって通行を遮断することはあくまでも例外。その例外を認めて公有地における屋台営業の許可をするのであれば、それと引き換えに負担と義務が課せられる。
- ② 今は経済効果のために屋台という民業を認めざるを得ないが、一番大事なのは、今の社会の傾向の中でボランティア活動など、市民全体が喜ぶような使い方があればいい。
- ③ 今後の屋台を考えるにあたって、トイレや下水の問題の解消は重要。

【将来像④】福岡のまちと共生する持続可能な屋台

- 市民や地域住民に理解され、観光資源や「都市の装置」としての効用を発揮し、福岡のまちと共生する屋台
- 公平性を確保した持続可能な制度の下、屋台文化を継承しながら、時代やニーズに合わせて変化していく屋台

【委員の意見と思い】

- ① 市民との共生をしていくことが一番大事。
- ② 前提を全部取っ払って、今後の屋台を考えると、福岡市にとって屋台は必要だと住民の方が納得し改善しながら屋台を存続するのか、屋台は必要ないということでもなくしていくことになるのか、ということ。
- ③ 行政及び屋台業者、地域住民を含めて積極的にデメリット面の解決に取り組んで、今後共生を目指していく。
- ④ 歴史の古い屋台は観光資源としても重要で、存続していくべき。そのためには、住民、屋台業者、行政の間で、不安や不信な点について率直に意見を言い合い、納得しながらうまく共生すべき。
- ⑤ 先輩たちの残した財産を私たちが受け継がなくてはいけない。
- ⑥ 屋台が時代の変化にちゃんと対応していける仕組みはつくっていくべき。

【将来像④実現のための取り組み方針】

- ① これからの公共空間の活用にあたって、住民の理解が得られ、かつ、屋台の効用を活かせるような持続的な制度を構築

【求められる具体的な施策】

- ルール遵守に向けた環境や屋台の効用を活かす仕組みを構築し、福岡市の公益に資する存在とするため、屋台を条例等により位置づける
- 市民や地域住民の理解の下、公益性が認められることを前提として、屋台が持続的に福岡のまちと共生できるような制度の構築

〔考慮すべき事項〕

- ・ 「原則一代限り」については、
 - ① 権利金等の問題が発生しないよう、現営業者が特定の者に継承することはできない、という考え方は維持した上で、
 - ② 公平性を確保し、また、許可の譲渡等による権利金の発生がないように、公募等の導入により、新たな許可を認める制度の構築を検討
- ・ 公募等新たな許可者の選定にあたっては、明確な基準の下、透明性を確保するために行政外の主体も含めた審査や制度運営等を行う必要
- ・ 屋台営業者が廃業した場合に、同一の場所（再配置対象屋台の場所を除く。）に新たな許可を認める制度の検討
- ・ 周辺住民等の理解を前提として、長期的には、観光に資するなどの目的で、市が指定した場所での新たな許可を認める制度の検討
- ・ 今後の屋台について、ルールの徹底や効用の活用等の観点から、①許可の期限の設定、②一定の数の限定、③地域住民の理解を前提として屋台営業を認める地区等の指定などの検討
- ・ 公共空間の活用に併せ、それ以外の場所での屋台営業（屋台村等）についても検討

【委員の意見と思い】

- ① プラス面を伸ばし、マイナス面を克服していくという両方の観点から、全体的なルールづくりが必要。
- ② 「原則一代限り」の下では、基本的に屋台はなくなり、屋台の今後のあり方を考えていくには、最終的には「原則一代限り」の見直しや新規参入を考える必要。
- ③ 「原則一代限り」の見直しは、経済効果の観点だけでなく、適切なルールづくりの中で行うことが必要。公有地の利用のためには権利問題を法的に整理することが必要。
- ④ ルールが守られる仕組みを前提に、新しくルールを守って頑張りたいという人に対しては、新規参入を認めてもよいのではないかと。
- ⑤ 公募等のルールの下で、新しい人にチャンスを与え、人材育成などの新たな機能を付加することも考えられる。新しく申請が来たときに、どのような組織や法的根拠に基づいて審査するのかということが、今後の重大な課題。
- ⑥ 権利の売買があると、知らずに代が変わり、話し合いが通じなくなる。公共の場での営業には、実態が把握できるような状態にすべき。
- ⑦ 商業地区、住宅地区、歓楽街や道路、公園、公有地の屋台かをはっきりさせる必要。
- ⑧ 屋台の総量規制や、時限的な許可の考え方を取り込み、よりルール遵守をし、いいサービスを提供できるような新しい営業者が参入できる仕組みが必要。

② 屋台文化を継承しながらも、時代や利用者のニーズに合わせて変化していく屋台を目指し、そのための取組みやルール等の検討

〔求められる具体的な施策〕

- 屋台組合による新たな営業者への指導・教育など屋台文化の継承に努めるとともに、屋台のデザインや衛生上の配慮など、時代や利用者のニーズに合わせた屋台を目指した取組み
- 公共の場が適正に利用されることを前提に、営業時間や屋台の規格等のルールの見直しなどの必要性を含めた再検討

【委員の意見と思い】

- ① 福岡の屋台が有名な理由は、その歴史や文化にもある。現在の屋台営業者が次世代を育成し、屋台の文化を継承していくことが必要。
- ② 昔なら問題にならなかったことが、今の社会では皆が問題だと認識するものがある。そのため、時代に合わせて屋台も変わっていく仕組みをつくるべき。特に利用者が衛生面に問題を感じないようにする必要。
- ③ 屋台の魅力の条件は、外の空気が入ってくること、営業者や客の近さ、入りやすさ。
- ④ 利用者のニーズや営業の実態を考えると、営業時間の見直しや、屋台の横にビールのケースを置けるようにするなど規格の見直しも考えられるが、直ちに現状を追認すべきではない。また、併せて、違反した場合のペナルティーについても触れるべき。

③ 今後屋台が持続的に福岡のまちと共生していくために、横断的・全庁的な対応をとるとともに、定期的な検証を実施

〔求められる具体的な施策〕

- 研究会の提言を受けて、福岡市としての取組み強化宣言
- 屋台共生対策本部（仮）の設置など、総合的、全庁的な体制の構築
- 屋台に関する専門部署の設置と施策の実施状況の定期的な検証

【委員の意見と思い】

- ① 屋台を福岡の財産として残すのであれば、ある程度方針を決めて、福岡市全体で予算を組みながら考えていかなければならない。
- ② 現代に合ったよりよいルールをつくって、そのチェック機能や主体をどうするかということが一番のキーポイント。ちゃんと検証していかないと、また同じことが起こる。
- ③ 屋台を博多のまちの名物、観光資源として振興していくならば、条例化などの法的な裏づけと、それに基づく民間も含めた審議会や委員会のような事務局を設置すべき。
- ④ 市民も含めた第三者的な監視組織など、市民参加の方法を工夫し、市民の声が審議され、公開されるような仕組みが必要。
- ⑤ 市として提言の意見をしっかり受け止めて方針を作っていくって欲しい。

おわりに

「屋台との共生のあり方研究会」では、戦後から福岡市に存在してきた屋台について、約半年にわたり、様々な立場から、その課題や効用などの現状について話し合い、屋台の現地視察も行いながら、福岡市にとっての意義や今後のあり方について議論を深めました。

福岡の屋台は、よい面からも悪い面からも市民に深く根ざした存在であり、研究会でもオープンな場で大変活発な議論が行われ、また、多くの報道もされるなど非常に注目の高いものでもありました。

ルールを守れず、地域住民に迷惑をかけてきた屋台。一方で、観光資源として、また、まちの魅力を生むものとして、代えがたい存在である屋台。

これから屋台が福岡のまちと共生していくには、平成12年に策定した「屋台指導要綱」が徹底されてこなかったという反省を踏まえて課題を解決すること、そして、福岡の屋台ブランドを活かしてまちを楽しく魅力的なものにしていくための努力が不可欠です。

屋台と福岡のまちの共生にあたって、この提言書は、ゴールではなくスタートです。これから、屋台営業者や行政が、市民や地域住民と一体となって、様々な面から、真摯に努力していかなくては、福岡のまちに屋台を残すことはできないでしょう。

屋台が、皆に理解され、愛される存在として、また、時代にあわせて変化していきながら、福岡の夜のまちに灯りをともし続けて欲しいというのが、我々研究会としての願いです。

平成24年4月
屋台との共生のあり方研究会委員一同

○「屋台との共生のあり方研究会」委員名簿

委員

※◎は会長

氏名	所属等
秋吉健太	(株)角川マガジンスエリア情報事業部第二編集部 九州コンテンツグループグループ長(福岡 Walker 編集長)
池内比呂子	(株)テノ. コーポレーション代表取締役社長 (社団法人 福岡中小企業経営者協会副会長)
石森久広	西南学院大学法科大学院教授
井上信昭	NPO法人タウン・コンパス理事長
佐藤優	九州大学大学院芸術工学研究院教授
世良洋子	野中・西村法律事務所 弁護士
田中朋見	女性交流会「pure woman」メンバー
◎鳥越俊太郎	ジャーナリスト
中原義隆	社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会会長
西川とも彥	博多ごりょんさん・女性の会会長 (福岡商工会議所女性会会長)
ニック・サーズ	(有)フクオカ・ナウ代表取締役
早川鴻之輔	社団法人 福岡市食品衛生協会副会長
福山誠	福岡市自治協議会等7区会長会 (博多区自治協議会長連絡協議会会長)
宮本敬久	九州大学大学院農学研究院教授
吉田まりえ	九州の暮らし創造研究所代表

関係者委員

氏名	所属等
内林潤一	大名校区自治協議会会長
進藤二郎	舞鶴校区自治協議会会長
松汐浩	奈良屋自治協議会副会長
澤野繁春	長浜移動飲食業組合組合長
安野照秀	博多移動飲食業組合組合長
米倉浩三	福岡市移動飲食業組合組合長
大崎信昭	福岡地方料飲組合連合会副会長
園田照彦	福岡地方料飲組合連合会会計

○屋台との共生のあり方研究会設置要綱

（設置目的）

第1条 福岡市における屋台の意義や効果，課題等について，様々な見地から多面的な検証を行い，多くの方々と屋台について共に考えるとともに，これからの住民と屋台の共生のあり方について検討することを目的として「屋台との共生のあり方研究会」（以下，「研究会」という。）を設置する。

（業 務）

第2条 研究会は，住民と屋台との共生のあり方に関する基本的な考えをとりまとめ，市長に提言を行う。

（構成員及び組織）

第3条 研究会は，会長，委員及び関係者委員（以下，「委員等」という）をもって組織する。

- 2 会長及び委員は，多面的な見地から検証を行う者として，市長が市民，学識経験者等のうちから委嘱する。
- 3 関係者委員は，屋台営業者，地域代表者その他屋台と一定の関係を有する者の立場から意見を述べる者として，市長が市民等のうちから委嘱する。
- 4 委員等の任期は，委嘱の日から第2条に掲げる業務が終了するまでの期間とする。

（運営）

第4条 研究会は，会長が必要と認めたときに招集し，会長が会議の進行にあたる。

- 2 会長がやむを得ず会議に出席できない場合は，会長があらかじめ指名した委員が会長代理として会議の進行にあたる。
- 3 会長が必要と認めたときは，委員又は関係者委員以外の者の出席を求め，説明またはその意見を聴くことができる。

（報告）

第5条 第2条に掲げる提言は，会長及び委員が報告書を作成し，市長に提出することにより行うものとする。

- 2 前項の提言書の作成にあたっては，会長及び委員は，関係者委員の意見を尊重しなければならない。
- 3 関係者委員は，必要があると認めるときは，第1項の報告書の提出にあたって，当該報告書に意見を付すことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は原則公開とする。ただし，会議における審議の内容が，福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき，又は，会議を公開することにより，当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは，この限りでない。

- 2 会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は，別に定める。

（事務局）

第7条 研究会の事務局は，福岡市総務企画局企画調整部に置く。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか，研究会の運営に必要な事項は，事務局が会長と協議の上，定める。

附則

この要綱は平成23年9月1日から施行する。

○屋台との共生のあり方研究会開催経過

日 程	議 事 内 容
第 1 回研究会 (9 月 16 日)	◇説明事項 ◎本研究会について ◎福岡における屋台の現状 ◎屋台の歴史 ◎現在の屋台ルールの概要 ◎これまでの取組みの検証（考え方） ◎今後の進め方について ◇委員による議論・質疑
第 2 回研究会 (11 月 4 日)	◇説明事項 ◎アンケート結果について ○市民アンケート ○観光客アンケート ◎屋台のルールについて ○ルールの具体的内容 ○遵守状況について ○現状, 課題の整理・検証 ◇委員による議論・質疑
第 3 回研究会 (11 月 18 日)	◇説明事項 ◎アンケート結果について ○屋台営業者向けアンケート ◎屋台の再配置について ◎屋台の環境整備について ◎占用料について ◎屋台モニター制度・優良屋台店制度について ◇委員による議論・質疑
第 4 回研究会 (12 月 22 日)	◇説明事項 ◎屋台の経済効果について ◎屋台の再配置について ◇委員による議論・質疑
第 5 回研究会 (1 月 20 日)	◇説明事項 ◎これまでの検証を踏まえた取組みの考え方 ◎屋台の効用 ◎屋台の今後のあり方（検討の視点） ※会長提出資料 ◇委員による議論・質疑
第 6 回研究会 (2 月 17 日)	◇説明事項 ◎課題の解決に向けた取組み ◎屋台の今後のあり方についての考え方 ◇提言案骨子について ※会長提出資料 ◇委員による議論・質疑
第 7 回研究会 (4 月 3 日)	◇委員による議論 ◎提言書の内容に関する協議とまとめ